

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表（案）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

| | |
|----|-------------|
| 制定 | 平成12年 2月28日 |
| 改正 | 平成14年 3月29日 |
| | 平成15年11月27日 |
| | 平成17年 7月15日 |
| | 平成18年11月 1日 |
| | 平成19年 4月 1日 |
| | 平成19年10月 1日 |
| | 平成21年 4月 1日 |
| | 平成22年 4月 1日 |
| | 平成23年 4月 1日 |
| | 平成24年 4月 1日 |
| | 平成25年 4月 1日 |
| | 平成26年 4月 1日 |
| | 平成27年 4月 1日 |
| | 平成28年 4月 1日 |
| | 平成28年 7月 1日 |
| | 平成29年 4月 1日 |
| | 平成29年10月 1日 |
| | 平成30年 1月25日 |
| | 令和 2年 4月 1日 |
| | 令和 3年 3月23日 |
| | 令和 3年 4月 1日 |
| | 令和 3年 7月 1日 |
| | 令和 4年 4月 1日 |

（目次）

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

- 第 1 目的
（略）

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

| | |
|----|-----------------|
| 制定 | 平成12年2月28日 |
| 改正 | 平成14年3月29日 |
| | 平成15年11月27日 |
| | 平成17年7月15日 |
| | 平成18年11月1日 |
| | 平成19年4月1日 |
| | 平成19年10月1日 |
| | 平成21年4月1日 |
| | 平成22年4月1日 |
| | 平成23年4月1日 |
| | 平成24年4月1日 |
| | 平成25年4月1日 |
| | 平成26年4月1日 |
| | 平成27年4月1日 |
| | 平成28年4月1日 |
| | 平成28年7月1日 |
| | 平成29年4月1日 |
| | 平成29年10月1日 |
| | 平成30年1月25日 |
| | 令和2年4月1日 |
| | 令和3年3月23日 |
| | 令和3年4月1日 |
| | 令和3年7月1日 |
| | 令和4年4月1日 |
| | <u>令和5年4月1日</u> |

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

- 第1 目的
(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-(1) 許可申請書等
(略)

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項
(略)

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項
(略)

① (略)

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 運搬容器の仕様書又は写真（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、運搬容器の構造図、写真及び運搬容器が所要の検査に合格したことを示す書類（※））

・ 運搬容器の写真は、省令様式第6号の2第7面に貼付すること。

※ 検査が必要とされる容器のみ添付。検査機関による検査証がある場合は写し（必ず本証と照合）を、自主検査の場合は原本を提出させること。なお、収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB収集運搬ガイドラインで示されている運搬容器は下表のとおり。

| 運搬容器の種類 | 検査機関等 | 確認する書類 |
|---|------------------------|--|
| 「危険物輸送に関する勧告」（国連勧告）及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器（固体用及び液体用）、IBC容器（固体用及び液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用） | 一般財団法人日本舶用品検定協会 | 危険物容器検査証及び検査試験成績書 （運搬容器にUNマークが表示されていることも写真で確認すること。） |
| 漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ | 申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等） | 自主検査の結果 |
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

イ～オ (略)

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア)～(エ) (略)

(オ) (新設)

イ (略)

④～⑦ (略)

対 照 表

| 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|---|--------|--|-----------------|---|-----------------------|------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| <p>第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等</p> <p>第 3-1 収集運搬業の許可申請</p> <p>第 3-1-(1) 許可申請書等 (略)</p> <p>第 3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項 (略)</p> <p>第 3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p> <p>ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 運搬容器の仕様書又は写真（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、運搬容器の構造図、写真及び運搬容器が所要の検査に合格したことを示す書類（※））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬容器の写真は、省令様式第 6 号の 2 第 7 面に貼付すること。 <p>※ 検査が必要とされる容器のみ添付。検査機関による検査証の写し又は自主検査結果の写しを提出させること。なお、収集運搬ガイドライン及び低濃度 PCB 収集運搬ガイドラインで示されている運搬容器は下表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運搬容器の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">検査機関等</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">確認する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">「危険物輸送に関する勧告」（国連勧告）及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器（固体用及び液体用）、IBC 容器（固体用及び液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用）</td> <td style="padding: 5px;">一般財団法人日本舶用品検定協会</td> <td style="padding: 5px;">危険物容器検査証及び検査試験成績書 （運搬容器に UN マークが表示されていることも写真で確認すること。） <u>※高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ</td> <td style="padding: 5px;">申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等）</td> <td style="padding: 5px;">自主検査の結果 <u>※高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～オ (略)</p> <p>③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類</p> <p>ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>電子化後の自動車検査証が添付されている場合は、自動車検査記録事項を合わせて提出させること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p> | 運搬容器の種類 | 検査機関等 | 確認する書類 | 「危険物輸送に関する勧告」（国連勧告）及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器（固体用及び液体用）、IBC 容器（固体用及び液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用） | 一般財団法人日本舶用品検定協会 | 危険物容器検査証及び検査試験成績書 （運搬容器に UN マークが表示されていることも写真で確認すること。） <u>※高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。</u> | 漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ | 申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等） | 自主検査の結果 <u>※高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 運搬容器の種類 | 検査機関等 | 確認する書類 | | | | | | | | | | | | | |
| 「危険物輸送に関する勧告」（国連勧告）及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器（固体用及び液体用）、IBC 容器（固体用及び液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用） | 一般財団法人日本舶用品検定協会 | 危険物容器検査証及び検査試験成績書 （運搬容器に UN マークが表示されていることも写真で確認すること。） <u>※高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。</u> | | | | | | | | | | | | | |
| 漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ | 申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等） | 自主検査の結果 <u>※高濃度 PCB 廃棄物を運搬する場合及び船舶により運搬する場合に限る。</u> | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | |

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

| 改 正 前 |
|---|
| <p>⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）</p> <p>ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで申請書の受付を認めるものとする。ただし、その場合は、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出させること。</p> <p>イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。</p> <p>ウ <u>（新設）</u></p> <p>⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）</p> <p>住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書等は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）</p> <p>なお、日本人で海外在住を理由に住民票の写しが提出できない場合は、住民票の写しに代えて、戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も可）、在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）等を提出させること。<u>（以下、住民票の写しについて同じ。）</u></p> <p><u>おって、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。</u>また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認するが、次の場合は同一と判断して差し支えないこと。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）（後略）</p> <p>⑩～⑫ （略）</p> <p>⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）</p> <p>⑭ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類</p> <p>更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。</p> <p>なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。</p> <p><u>おって、税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類としての証明書の写しは、必ず本証と照合すること。</u></p> <p>また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。</p> <p>⑯～⑲ （略）</p> |

対 照 表

| 改 正 後 |
|---|
| <p>⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）</p> <p>ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで申請書の受付を認めるものとする。ただし、その場合は、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出させること。</p> <p>イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。</p> <p>ウ <u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、原本を提出させることとし、登記情報提供サービスにより提供された情報は、受け付けることができないこと（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。</u></p> <p>⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）</p> <p>住民票の写し（本籍（日本国内在住の外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書等は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。</p> <p>なお、日本人で海外在住を理由に住民票の写しが提出できない場合は、住民票の写しに代えて、戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も可）、在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）等を提出させること。</p> <p><u>また、外国人で海外在住を理由に住民票の写しが提出できない場合は、住民票の写しに代えてパスポートの写し等住所の確認ができる書類を提出させること（以下、住民票の写しについて同じ。）。</u></p> <p>おって、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認し、<u>電子証明書の写しは、受け付けることができないこと。</u>また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認するが、次の場合は同一と判断して差し支えないこと（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）。</p> <p>（後略）</p> <p>⑩～⑫ （略）</p> <p>⑬ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）</p> <p><u>出資者が海外法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）が提出できないため、出資者である旨を申し立てる書類を提出させること（以下、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）について同じ。）。</u></p> <p>⑭ （略）</p> <p>⑮ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類</p> <p>更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。</p> <p>なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。</p> <p>また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。</p> <p>⑯～⑲ （略）</p> |

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等
(略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項
(略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～エ (略)

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

①～② (略)

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

運搬車両の変更（運搬車両を廃止した場合を除く。）にあつては、変更のあつた車両につき、運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを提出させること。

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア)～(ウ) (略)

第4 収集運搬業における積替え保管

第4-1 積替え保管を認める場合
(略)

第4-2 積替え保管の基準

政令第6条第1項第1号又は第6条の5第1項第1号に規定するもののほか、次によるものとする。

(1) 積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。

(2) 積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内1か所とする。

(3) 積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。

(4) 第4-1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限とする。

(5) 第4-1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7日を上限とする。

(6) 第4-1の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、積替え後の運搬車両の1台分を上限とする。

対 照 表

改 正 後

第 3-2 収集運搬業の届出

第 3-2-(1) 届出書等

(略)

第 3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

(略)

第 3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～エ (略)

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

①～② (略)

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

運搬車両の変更（運搬車両を廃止した場合を除く。）にあつては、変更のあった車両につき、運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを提出させること。

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出（平成 30 年 4 月 1 日以降に許可の有効期限の満了を迎えていない優良認定事業者に限る。）

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア)～(ウ) (略)

第 4 収集運搬業における積替え保管

第 4-1 積替え保管を認める場合

(略)

第 4-2 積替え保管の基準

政令第 6 条第 1 項第 1 号又は第 6 条の 5 第 1 項第 1 号に規定するもののほか、次によるものとする。

(1) 積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。

(2) 積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内 1 か所とする。

(3) 積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。

(4) 第 4-1 の(1)及び第 4-1 の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の 7 日分」及び「積替え後の運搬車両の 1 台分」のうち最小の量を上限とする。

(5) 第 4-1 の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7 日を上限とする。

(6) (削除)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等
(略)

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項

ア～サ (略)

シ (新設)

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させることとする。ただし、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合は、省略することはできない。

① (略)

② 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア (略)

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠（算出に用いた係数等の根拠を含む。）を示すものであること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書（更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書）が必要であること。

ウ～カ (略)

キ 法第15条施設にあつては、産業廃棄物処理施設許可証等及び使用前検査確認通知書の写しを添付すること。なお、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けたものと変更がない場合には、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができるものであること。

おつて、使用前検査確認通知書の写しに代えて、定期検査結果通知書の写しでも可とする。

また、当該施設を承継（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）した場合には、当該承継に係る許可証、認可証又は県の受付印が押印された相続届出書の写しを添付するものとする。

対 照 表

改 正 後

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-1 許可申請書等 (略)

第5-1-2 許可申請受付の際の留意事項

ア～サ (略)

シ 当該申請に係る施設が法第15条第1項及び第15条の2の6の規定による許可を要する場合には、使用前検査確認通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

また、当該施設を継承（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）する場合には、当該継承に係る許可証又は通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

第5-1-3 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させることとする。ただし、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合は、省略することはできない。

① (略)

② 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア (略)

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠（算出に用いた係数等の根拠を含む。）を示すものであること。

なお、施設の製造業者が存在しない等、設計計算書により処理能力を示すことができず、やむを得ず実測により処理能力を算出する場合は、最低3回実測を行い、その最大値を処理能力とすること。この場合、実測結果に合わせて、実測の状況（実測に使用した廃棄物や時間、重量等）が分かる写真を添付すること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書（更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書）が必要であること。

ウ～カ (略)

キ 法第15条施設にあつては、産業廃棄物処理施設許可証等及び使用前検査確認通知書の写しを添付すること。なお、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けたものと変更がない場合には、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができるものであること。

おつて、使用前検査確認通知書の写しに代えて、定期検査結果通知書の写しでも可とする。

また、当該施設を承継（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）した場合には、当該承継に係る許可証、認可証又は県の受付印が押印された相続届出書の写しを添付するものとする。

ただし、事業の範囲の中に法第15条施設の許可に含まれない品目がある場合の当該品目の能力計算は、第5-1-3②イによること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

| 改 正 前 |
|--|
| <p>③ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 中間処理施設については、引渡証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。</p> <p>④～⑱ （略）</p> <p>⑲ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類 更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。 なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。 おつて、<u>税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類としての証明書の写しは、必ず本証と照合すること。</u> また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。</p> <p>⑳～㉒ （略）</p> <p>第5-2 処分業の届出 第5-2-(3) 変更届の添付書類 変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。 ア～オ （略） カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出</p> <p>① （略）</p> <p>第7 許可証の交付 第7-1 統一許可番号（11桁）の交付手続き （略）</p> <p>第7-2 許可日の取扱い （略）</p> <p>第7-3 許可証の記載 第7-3-(1) 収集運搬業の許可証 （略）</p> |

対 照 表

改 正 後

- ③ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- ア （略）
- イ 中間処理施設については、引渡証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は固定資産台帳若しくは償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃貸契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。
- ④～⑱ （略）
- ⑲ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類
- 更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。
- なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。
- また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。
- ⑳～㉒ （略）

第5-2 処分業の届出

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～オ （略）

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出（平成30年4月1日以降に許可の有効期間の満了を迎えていない優良認定事業者に限る。）

① （略）

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号（11桁）の交付手続き

（略）

第7-2 許可日の取扱い

（略）

第7-3 許可証の記載

第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

（略）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 事業の区分として「中間処分」又は「最終処分」と記載し、次に処分の方法と取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を別紙8の「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）コード表」の順に記載すること。

収集運搬と異なり、業の種類を（ ）書きでは記載しない。

例：破砕処分 - 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず

(イ) (略)

(ウ) (新設)

イ 事業の用に供する全ての施設

施設の種類、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。

表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」とし、裏面等にその内容を記載すること。

(ア) 施設の種類

例えば、焼却施設、破砕施設、埋立施設と記載する。

(イ)～(エ) (略)

ウ～カ (略)

対 照 表

| 改 正 後 |
|---|
| <p>第7-3-(2) 処分業の許可証</p> <p>ア 事業の範囲</p> <p>(ア) 事業の区分として「中間処分」又は「最終処分」と記載し、次に処分の方法と取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。 収集運搬と異なり、業の種類を()書きでは記載しない。 例：破砕処分 — 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>複数の処分の方法が一体（施設間が連結されており、廃棄物を途中で取り出すことができず、連続して処分を行う）となっている場合は、各処分の方法を「・」でつなぎ、一つの処分の方法として記載すること。</u> 例：破砕・焼却処分 — 廃プラスチック類、木くず</p> <p>イ 事業の用に供する全ての施設</p> <p>施設の種類、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」とし、裏面等にその内容を記載すること。</p> <p>(ア) 施設の種類</p> <p><u>原則、施設ごとに処分内容を示す施設名を記載すること。</u> 例えば、焼却施設、破砕施設、埋立施設と記載する。 <u>なお、同一の施設で処分の方法が複数に分かれる場合等は以下の例によること。</u> <u>例1：同一のタンクで中和処分と還元凝集処分が行われる場合</u> 中和/還元凝集施設 <u>例2：輪番稼働の焼却施設の場合</u> 焼却施設（○基輪番稼働） <u>例3：破砕と焼却施設が一体となっている場合</u> 破砕・焼却施設</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> |

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-1

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

| No. | 項目 | 許可区分 | | | 産業廃棄物 収集運搬業 | | | 特別管理 産業廃棄物 収集運搬業 | | | 備 考 |
|-----|--|------|----|----|----------------|----|----|---|----|----|-----|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| ① | (略) | | | | | | | | | | |
| ② | (略) | | | | | | | | | | |
| ③ | 施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類 | (略) | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） | | | |
| ④ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑤ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑥ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑦ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑧ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑮ | 優良認定の基準に適合する旨を証する書類 | (略) | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降に掲げる各種の書類 ・税・保険料納付証明書の写しは申請時に 原本確認 | | | |
| ⑯ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | | | | | | |
| ⑱ | (略) | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | |

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 1

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

| No. | 許可区分 項 目 | 産業廃棄物 収集運搬業 | | | 特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業 | | | 備 考 |
|-----|--|----------------|----|----|---------------------------|----|----|---|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| ① | (略) | | | | | | | |
| ② | (略) | | | | | | | |
| ③ | 施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類 | (略) | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、自動車検査証記録事項（電子化後の自動車検査証を添付する場合）、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） |
| ④ | (略) | | | | | | | |
| ⑤ | (略) | | | | | | | |
| ⑥ | (略) | | | | | | | |
| ⑦ | (略) | | | | | | | |
| ⑧ | (略) | | | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | | | |
| ⑮ | 優良認定の基準に適合する旨を証する書類 | (略) | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・様式第 23 号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル 55 ページ以降に掲げる各種の書類（削除）」 |
| ⑯ | (略) | | | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | | | |
| ⑱ | (略) | | | | | | | |
| ⑲ | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | |

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-2

（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

| No. | 項目 | 産業廃棄物 処 分 業 | | | 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業 | | | 備 考 |
|-----|-------------------------|----------------|----|----|-------------------------------|----|----|--|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| ① | (略) | | | | | | | |
| ② | (略) | | | | | | | |
| ③ | (略) | | | | | | | |
| ④ | (略) | | | | | | | |
| ⑤ | (略) | | | | | | | |
| ⑥ | (略) | | | | | | | |
| ⑦ | (略) | | | | | | | |
| ⑧ | (略) | | | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | | | |
| ⑮ | 優良認定の基準に適合する旨を証する書類 (略) | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第23号 ・ 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降に掲げる各種の書類 ・ 税・保険料納付証明書の写しは申請時に 原本確認 |
| ⑯ | (略) | | | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | | | |
| ⑱ | (略) | | | | | | | |
| ⑲ | (略) | | | | | | | |
| ⑳ | (略) | | | | | | | |
| ㉑ | (略) | | | | | | | |
| ㉒ | (略) | | | | | | | |

(略)

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 2

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

| No. | 項目 | 産業廃棄物 処 分 業 | | | 特 別 管 理 産業廃棄物 処 分 業 | | | 備 考 |
|-----|-------------------------|----------------|----|----|---------------------------|----|----|---|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| ① | (略) | | | | | | | |
| ② | (略) | | | | | | | |
| ③ | (略) | | | | | | | |
| ④ | (略) | | | | | | | |
| ⑤ | (略) | | | | | | | |
| ⑥ | (略) | | | | | | | |
| ⑦ | (略) | | | | | | | |
| ⑧ | (略) | | | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | | | |
| ⑮ | 優良認定の基準に適合する旨を証する書類 (略) | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 23 号 ・ 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル 55 ページ以降に掲げる各種の書類 (削除) |
| ⑯ | (略) | | | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | | | |
| ⑱ | (略) | | | | | | | |
| ⑲ | (略) | | | | | | | |
| ⑳ | (略) | | | | | | | |
| ㉑ | (略) | | | | | | | |
| ㉒ | (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | |

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

別紙 2-3

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届 添付書類チェックリスト

| No. | 変更届区分 項目 | ア 住所変更 (本社) | イ 名称変更 氏名・ | ウ 役員等変更 | エ 事業場等 所在地変更 | オ 施設・ 車両変更 | ア 一部廃止 | イ 全部廃止 | 備 考 |
|-----|--|-------------------|------------------|------------|--------------------|------------------|-----------|-----------|--|
| | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | |
| ① | (略) | | | | | | | | |
| ② | (略) | | | | | | | | |
| ③ | 施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類 | (略) | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） |
| ⑧ | (略) | | | | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | | | | |
| ⑯ | (略) | | | | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | | | | |

(略)

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 3

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更 (廃止) 届 添付書類チェックリスト

| No. | 変更届区分 項 目 | ア 住所変更 (本社) | イ 名称変更 氏名・ | ウ 役員等変更 | エ 事業場等 所在地変更 | オ 施設・ 車両変更 | ア 一部廃止 | イ 全部廃止 | 備 考 |
|-----|--|-------------------|------------------|------------|--------------------|------------------|-----------|-----------|---|
| | (略) | | | | | | | | |
| ① | (略) | | | | | | | | |
| ② | (略) | | | | | | | | |
| ③ | 施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原有すること)を証する書類 | (略) | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、自動車検査証記録事項(電子化後の自動車検査証を添付する場合)、船舶検査証書等 ・使用承諾書等(使用者と申請者が異なる場合) ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等(積替え保管を行う場合) |
| ⑧ | (略) | | | | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | | | | |
| ⑮ | (略) | | | | | | | | |
| ⑯ | (略) | | | | | | | | |

(略)

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

| No. | 項目 | 許可区分 | 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 | | | 備 考 |
|-----|---|------|-----------------------------------|----|--|-----|
| | | | 新規 | 更新 | 変更 | |
| ① | (略) | | | | | |
| ② | (略) | | | | | |
| ③ | 施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 | (略) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） | |
| ④ | (略) | | | | | |
| ⑤ | (略) | | | | | |
| ⑥ | (略) | | | | | |
| ⑦ | (略) | | | | | |
| ⑧ | (略) | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | |
| ⑮ | (略) | | | | | |
| ⑯ | (略) | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | |
| ⑱ | (略) | | | | | |

(略)

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

| No. | 項 目 | 許可区分 | 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 | | | 備 考 |
|-----|--|------|-----------------------------------|--------|--------|---|
| | | | 新 規 | 更 新 | 変 更 | |
| ① | (略) | | | | | |
| ② | (略) | | | | | |
| ③ | 施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類 | (略) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、自動車検査証記録事項（電子化後の自動車検査証を添付する場合）、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） |
| ④ | (略) | | | | | |
| ⑤ | (略) | | | | | |
| ⑥ | (略) | | | | | |
| ⑦ | (略) | | | | | |
| ⑧ | (略) | | | | | |
| ⑨ | (略) | | | | | |
| ⑩ | (略) | | | | | |
| ⑪ | (略) | | | | | |
| ⑫ | (略) | | | | | |
| ⑬ | (略) | | | | | |
| ⑭ | (略) | | | | | |
| ⑮ | (略) | | | | | |
| ⑯ | (略) | | | | | |
| ⑰ | (略) | | | | | |
| ⑱ | (略) | | | | | |
| ⑲ | (略) | | | | | |

| |
|-----|
| (略) |
|-----|

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

| 項 目 | チェック | 備 考 |
|---|--------------------------|----------------|
| 1 遵法性 | | |
| (1) | | |
| (2) | | |
| 2 事業の透明性 | | |
| (1) (略) | | |
| (2) (略) | | |
| (3) (略) | | |
| (4) (略) | | |
| (5) (略) | | |
| (6) (略) | | |
| (7) (略) | | |
| (8) (略) | | |
| (9) (略) | | |
| (10) (略) | | |
| (11) (略) | | |
| (12) (略) | | |
| (13) (略) | | |
| 3 環境配慮の取組 | | |
| (1) (略) | | |
| (2) (略) | | |
| 4 電子マニフェスト | | |
| (1) (略) | | |
| (2) (略) | | |
| 5 財務体質の健全性 | | |
| (1) 国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書またはその写し等が提出されていること。 | <input type="checkbox"/> | 写しの場合は本証と照合が必要 |
| (2) 静岡県税について、財務事務所長が交付する納税証明書又は写し等が提出されているか。 | <input type="checkbox"/> | 写しの場合は本証と照合が必要 |
| (3) 市町村税について、市町村長が発行する納税証明書またはその写し等が提出されているか。 | <input type="checkbox"/> | 写しの場合は本証と照合が必要 |
| (4) (略) | | |
| (5) (略) | | |
| (6) (略) | | |
| (7) (略) | | |
| (8) (略) | | |
| (9) (略) | | |
| (10) (略) | | |
| (11) (略) | | |
| (12) (略) | | |
| (13) (略) | | |

(略)

対 照 表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

別紙 2 - 6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

| 項 目 | チェック | 備 考 |
|---|--------------------------|------|
| 1 遵法性 | | |
| (1) | | |
| (2) | | |
| 2 事業の透明性 | | |
| (1) (略) | | |
| (2) (略) | | |
| (3) (略) | | |
| (4) (略) | | |
| (5) (略) | | |
| (6) (略) | | |
| (7) (略) | | |
| (8) (略) | | |
| (9) (略) | | |
| (10) (略) | | |
| (11) (略) | | |
| (12) (略) | | |
| (13) (略) | | |
| 3 環境配慮の取組 | | |
| (1) (略) | | |
| (2) (略) | | |
| 4 電子マニフェスト | | |
| (1) (略) | | |
| (2) (略) | | |
| 5 財務体質の健全性 | | |
| (1) 国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書またはその写し等が提出されていること。 | <input type="checkbox"/> | (削除) |
| (2) 静岡県税について、財務事務所長が交付する納税証明書又は写し等が提出されているか。 | <input type="checkbox"/> | (削除) |
| (3) 市町村税について、市町村長が発行する納税証明書またはその写し等が提出されているか。 | <input type="checkbox"/> | (削除) |
| (4) (略) | | |
| (5) (略) | | |
| (6) (略) | | |
| (7) (略) | | |
| (8) (略) | | |
| (9) (略) | | |
| (10) (略) | | |
| (11) (略) | | |
| (12) (略) | | |
| (13) (略) | | |

(略)

改 正 後

別紙11

産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト

業者名 _____

| 項 目 | チェック | 備 考 |
|---|------------------------------|--|
| 1 積替え保管を認める場合に適合しているか。(事務取扱要領第4-1関係) | | |
| (1) 通常の排出形態における1回当たりの排出量が少量の廃棄物を、個々の排出事業者が特定できる方法で積替え保管する場合であって、積替え保管を必要とする合理性が認められるとき。※ | (1) <input type="checkbox"/> | (1)～(4)のいずれかに該当すること。 ※「積替え保管を行う間に廃棄物の性状が変化し、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるとき」及び「建設工事に伴い生ずる廃棄物を扱うとき」を除く。 |
| (2) 収集運搬の途中で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する(貨車又は船舶に係る場合をいう。)際に積替え保管を行う場合。 | (2) <input type="checkbox"/> | |
| (3) 自動車リサイクル法対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するため積替え保管を行う場合。 | (3) <input type="checkbox"/> | |
| (4) 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合。 | (4) <input type="checkbox"/> | |
| 2 積替え保管の基準に適合しているか。(事務取扱要領第4-2関係) | | |
| (1) 積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。 | <input type="checkbox"/> | |
| (2) 積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内1か所とする。 | <input type="checkbox"/> | |
| (3) 積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。 | <input type="checkbox"/> | |
| (4) 1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限とする。 | <input type="checkbox"/> | 1の(1)に該当しない <input type="checkbox"/> |
| (5) 1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7日を上限とする。 | <input type="checkbox"/> | 1の(1)に該当しない <input type="checkbox"/> |
| (6) 1の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、積替え後の運搬車両の1台分を上限とする。 | <input type="checkbox"/> | 1の(4)に該当しない <input type="checkbox"/> |
| (7) 政令第6条第1項第1号(産業廃棄物を扱う場合)又は第6条の5第1項第1号(特別管理産業廃棄物を扱う場合)に規定するものに適合している。 | <input type="checkbox"/> | |

対 照 表

改 正 後

別紙11

産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト

業者名 _____

| 項 目 | チェック | 備 考 |
|--|------------------------------|--|
| 1 積替え保管を認める場合に適合しているか。(事務取扱要領第4-1関係) | | |
| (1) 通常の排出形態における1回当たりの排出量が少量の廃棄物を、個々の排出事業者が特定できる方法で積替え保管する場合であって、積替え保管を必要とする合理性が認められるとき。※ | (1) <input type="checkbox"/> | (1)～(4)のいずれかに該当すること。 ※「積替え保管を行う間に廃棄物の性状が変化し、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるとき」及び「建設工事に伴い生ずる廃棄物を扱うとき」を除く。 |
| (2) 収集運搬の途中で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する(貨車又は船舶に係る場合をいう。)際に積替え保管を行う場合。 | (2) <input type="checkbox"/> | |
| (3) 自動車リサイクル法対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するため積替え保管を行う場合。 | (3) <input type="checkbox"/> | |
| (4) 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合。 | (4) <input type="checkbox"/> | |
| 2 積替え保管の基準に適合しているか。(事務取扱要領第4-2関係) | | |
| (1) 積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。 | <input type="checkbox"/> | |
| (2) 積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内1か所とする。 | <input type="checkbox"/> | |
| (3) 積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。 | <input type="checkbox"/> | |
| (4) 1の(1)及び1の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限とする。 | <input type="checkbox"/> | 1の(1)及び1の(4)に該当しない <input type="checkbox"/> |
| (5) 1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7日を上限とする。 | <input type="checkbox"/> | 1の(1)に該当しない <input type="checkbox"/> |
| <u>(削除)</u> | <input type="checkbox"/> | <u>削除</u> |
| <u>(6) 政令第6条第1項第1号(産業廃棄物を扱う場合)又は第6条の5第1項第1号(特別管理産業廃棄物を扱う場合)に規定するものに適合している。</u> | <input type="checkbox"/> | |